

第 1511 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 6 年 6 月 13 日 木曜日

開会 9 時 00 分 閉会 10 時 30 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 3 出席者 | 教 育 長 | 稲田 新吾 |
|       | 委 員   | 笹岡 隆甫 |
|       | 委 員   | 野口 範子 |
|       | 委 員   | 松山 大耕 |
|       | 委 員   | 石井 英真 |

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1510 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件

イ 非公開の承認

議案 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 5 号 京都市立学校の通学区域の設定及び変更について

(事務局説明 辻田 調査課長)

令和7年4月の学校統合に伴い、通学区域を設定及び変更する必要がある。各校の統合についてはいずれも令和5年5月に議決された、「京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例」及び「京都市立小学校条例の一部を改正する条例」の施行によるものである。

まず義務教育学校の通学区域の設定に関して、竹の里小学校・西陵中学校の2校が統合し「洛西陵明小中学校」が、石田小学校・小栗栖宮山小学校・小栗栖中学校の3校が統合し、「栄桜小中学校」が新たに義務教育学校として設置される。

そのため、洛西陵明小中学校については、現在の竹の里小学校及び西陵中学校の通学区域を、栄桜小中学校については、現在の石田小学校、小栗栖宮山小学校、小栗栖中学校の通学区域を、それぞれの通学区域として、新たに設定する必要がある。

次に、「翔鸞小学校」の通学区域の変更に関して、柏野小学校が翔鸞小学校に統合されることに伴い、現在の柏野小学校の通学区域を、翔鸞小学校の通学区域として変更する必要がある。なお、翔鸞小学校、柏野小学校とも、中学校は衣笠中学校区ため、中学校の通学区域に変更はない。以上の統合に関わる3件の通学区域の設定及び変更の実施時期は令和7年4月1日である。

続いて、「西京区大原野東竹の里町三丁目」の小学校及び中学校の通学区域の変更についてご説明する。

現在、西京区大原野東竹の里町三丁目は、上里小学校及び大原野中学校の通学区域だが、洛西陵明小中学校開校に合わせて、洛西陵明小中学校の通学区域に変更するものである。

上里小学校は平成3年に竹の里小学校から分離・独立したが、本地域は、上里小学校設置の際に、地元の要望も踏まえ、竹の里小学校の通学区域から上里小学校の通学区域に変更となった地域の一部である。

本地域については、上里小学校の通学区域となった後も、地域活動としては周囲の集合住宅と一緒に竹の里学区として活動を続けられていた。その中でこれまでも通学する学校と地域活動のずれについて町内で検討されてきたが、今回、竹の里小学校と西陵中学校の統合という大きな動きがある中で、関係する自治連合会等とも協議された結果、上里小学校の地元である大原野学区のご理解・同意もあり、学校と地域の結びつきの重要性を考慮し、洛西陵明小中学校の通学区域への変更を地元の総意として要望をいただいたところである。

地元の要望も踏まえ、学校統合に合わせて令和7年4月1日に上里小学校の通学区域から洛西陵明小中学校への通学区域に変更することを考えている。なお、在校生については、希望があれば、通学区域外就学により、上里小・大原野中学校に引き続き通うことができるように対応する。

続いて、「右京区太秦荒木町及び太秦小手角町」の小学校通学区域の変更についてご説明する。

対象地域は、もともと三菱自動車工業の社宅があった地域であり、現在は太秦小学校の通学区域だが、南太秦小学校に通学区域外就学していた地域である。この地域のように、地理的状況や様々な地域事情に基づき、特別措置として、地域ぐるみで別の学校へ区域外就学する地域を「指定地区」として取り扱っているが、長年にわたり定着している指定地区については、地域のご意見をいただきながら、通学区域自体を実態に沿うよう整理を進めている。

今回の地域は、もともとは府道太秦上桂線を挟んで東西に三菱自動車工業の社宅が建っていたが、会社の事情により社宅間で転居があり、府道を渡る転居の場合、児童がその都

度転校となるのは適当でないことから、昭和49年の南太秦小学校開校時より指定地区として南太秦小に区域外就学する措置を取ってきた。

この度、東西の社宅が取り壊され、府道西側は既に京都民医連中央病院が移転してきており、今回の対象地域である府道東側の社宅跡地がマンションと商業施設に再開発される。当該地域は長年、地域活動も南太秦学区で行ってきた地域であり、南太秦学区として地元に着していること等を踏まえ、通学区域自体を南太秦小学校区に変更するものである。関係する学区の自治連合会からは、通学区域変更を希望する旨の要望書、また、その要望書に同意する旨の同意書の提出を受けている。

中学校については、太秦小・南太秦小両校区とも太秦中学校の校区であり、中学校区の変更はない。

通学区域変更の実施時期は、令和6年10月1日とする。

(委員の主な意見)

【笹岡委員】 大原野東竹の里町三丁目については、これまで要望を出されたことがあったのか。

【事務局】 これまでからご要望はあったが、地元の総意としてまとまった形ではなかった。今回、学校が統合となることを機に、関係する町内会や自治連合会等とも協議され、地元の総意としてご要望をいただいたという経緯がある。

【笹岡委員】 この地域に限らず通学区域に関する個別の要望はよくあるのか。

【事務局】 個人の思いとしてご要望をいただくこともあるが、通学区域の変更は影響が大きく、また学校の安定的な運営のためにも、慎重に検討しなければならない。その前提として関係地域全体の理解が必要である。

【松山委員】 太秦地域の通学区域変更について、通学路のことも考えると、南太秦小に通学することで支障ないと思う。

【石井委員】 学校統合に関わる通学区域の設定について、通学区域の範囲が広がるが、通学時間等にはどのような影響があるか。

【事務局】 今回統合されるどの学校も、中学校区としてはこれまでから同じであり、学校から一番遠い場所からでも1.6Km程度、30分弱で通える距離である。

【松山委員】 翔鸞小学校区と柏野小学校区の堺がいびつになっているが、行政区の境ということか。

【稲田教育長】 上京区と北区の境界であり、北区が上京区から分離した時に設定されたものである。

【稲田教育長】 通学区域変更については、10月に来年度新入学者用の就学通知書を発行する必要がある、その準備を進めるため、この時期に手続きを行う必要がある。

(議決)

教育長が、「議第5号 京都市立学校の通学区域の設定及び変更について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

5月17日 平田オリザ氏意見交換会

5月22日 文教はぐくみ委員会  
5月31日 御所南小学校30周年記念式典  
5月31日 NIE全国大会京都大会総会  
6月4日 本会議（代表質疑）  
6月7日 予算特別委員会

○事務局から、当面の日程について説明

（5）閉会

10時30分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長